

# 本 庁 組 織 の 再 編 に つ い て

本庁組織の再編（平成20年度定期人事異動期に実施）については、『府民の視点』、『政策の視点』、『行革の視点』の3つの視点で組織再編することを検討しています。  
各部の名称や所管事項等について、現在の検討状況は以下のとおりです。

## 1 部の名称（仮称）及び編成の考え方

- 現行組織の継続性も考慮しつつ、よりわかりやすい組織編成
- 政策課題との一致や関連業務の一元化を図るよう編成
- 部の数を現在の10部から9部に見直し

### 事業実施関連

#### 府民生活部

- ▷ 府民協働、安心・安全、人権、男女共同参画等、府民の生活に関する部門を総合的に所管
  - ・ 危機事象に迅速かつ柔軟に対応できるよう、危機管理と消防防災部門を一体的に所管
  - ・ 府民参画、府民協働の推進を一体的に所管
  - ・ 消費生活等、府民生活に関する施策を総合的に推進

#### 文化環境部

- ▷ 豊かな「環境」と、日本を代表する「文化」が融合した京都らしい施策を推進
  - ・ 文化・芸術、大学等、文化文教施策を一体的に所管
  - ・ 公共下水道、集落排水、府営水道等の水環境政策の一体的な実施、豊かな自然環境の保全、地球温暖化防止、循環型社会の形成等、環境施策を総合的に推進

#### 健康福祉部

- ▷ 健康長寿を目指した府民の健康の保持・増進や福祉施策を総合的に実施
  - ・ 健康づくり、地域保健対策や医療対策を一体的に推進
  - ・ こども対策や家庭問題への支援、高齢化対策、障害者支援を総合的に推進

#### 商工労働観光部

- ▷ 産業、観光の活性化と雇用対策を一体的に推進
  - ・ ものづくり支援、伝統産業の振興、産学公連携、新産業育成、人材育成と雇用施策を総合的に推進
  - ・ 京都の誇る地域資源を基にした観光施策を推進
  - ・ 安定して働ける労働施策を推進

#### 農林水産部

- ▷ 農林水産業の振興と、農山漁村地域の振興
  - ・ 農林水産業の振興や、生産から流通・消費に至るまでの食の安心・安全の確保を総合的に推進
  - ・ 担い手支援や農村整備等を一体的に実施し、農山漁村や中山間等の地域振興を推進

#### 建設交通部

- ▷ 道路・鉄道等を一体的に実施する総合交通政策の推進、府民の視点に立った治水対策等の基盤整備の推進
  - ・ 道路、鉄道、港湾等の地域間の交流を支える交通ネットワークづくりの推進
  - ・ 治水、住宅等、安心・安全のための基盤整備を総合的に推進

### 経営企画関連

#### 知事直轄、総務部、政策企画部

- ▷ 事業実施部門が、効果的な府民サービスを提供できるよう支援
  - ・ 広報・広聴、国際交流、会計、職員に関する事項等を、知事直轄組織で所管
  - ・ 府の予算、税、府有資産を総務部で一体的に所管し、有効な資源配分を総合的に調整
  - ・ 府政の政策方針の企画・調整や、行政経営改革を総合的に政策企画部で実施

＜部の主な所管事項（案）＞

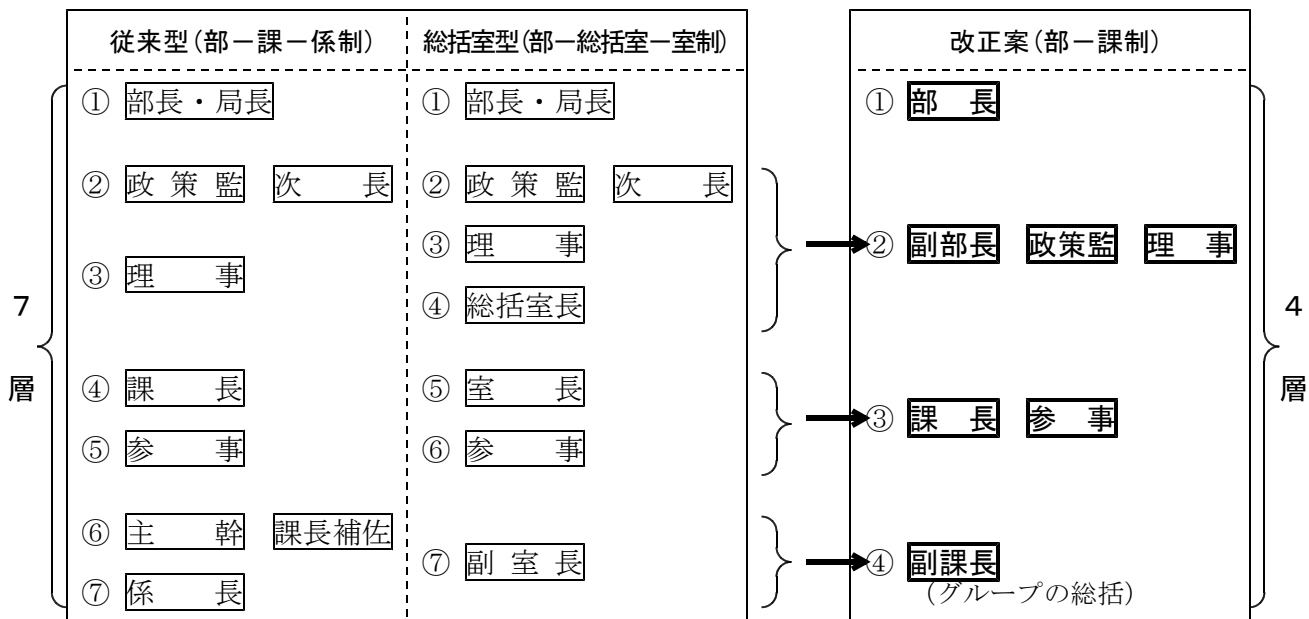
部の名称(仮称)	主な所管事項（案）
<事業実施関連>	
府民生活部	府民参画・協働、府民の安心・安全、人権、男女共同参画、青少年消費生活、消防・防災 等
文化環境部	文化・芸術、文教、スポーツ、生涯学習、環境の保全、上下水道 等
健康福祉部	保健、医療、衛生、社会福祉（障害者、高齢者、介護、こども等） 社会保障 等
商工労働観光部	商業、工業、観光、労働、雇用、計量 等
農林水産部	農業、林業、水産業、農地関係の調整、土地改良、農林水産物の流通 等
建設交通部	道路、交通、港湾、河川、都市計画、土地対策、住宅、建築 等
<経営企画関連>	
知事直轄	広報・広聴、国際交流、職員に関する事項、会計 等
総務部	法務、議会、予算、税、府有資産、市町村その他公共団体の行政一般 他部の主管に属さない事項 等
政策企画部	府政の総合的な企画・調整、行政経営改革、調査統計、高度情報化 等

## 2 フラット化・グループ制について

- 簡素で効率的な運営が可能なフラット化を推進
- グループ制により課題に応じて柔軟に対応
- わかりやすい職名に整理

### フラット化

- ▷ 7層ある部長までの意思形成過程を基本的に4層に見直し、府民要求に迅速に対応
- ▷ 理事、参事については、特定事務を掌理し、権限と責任を明確にする
- ▷ 総括室、室は原則廃止
  - 〔ただし、文化学術研究都市推進室、人権啓発推進室等、対外的に定着し、重要課題を継続的に事業実施する室は存置〕



- ◇ 事業の執行においては、各階層毎に事業の執行権限と責任を明確化させることを基本とする
- ◇ 各階層での横方向や縦方向への情報共有は徹底する

## グループ制

- ▷ 係制を廃止し副課長を総括とするグループ制により、課題に応じて柔軟に対応
- ▷ グループ内で、主査(チームリーダー)と担当が相互チェックし業務を推進
- ▷ 状況に応じて、年度途中で自由にグループ編成を見直す
- ▷ 臨時の課題では例外的に、業務を束ねる経験や人材育成面の必要性等から、業務に精通した担当の職員をチームリーダーとすることもある
- ▷ 専門的な課題に対応するための専門職を配置することがある

